

令和3年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和3年2月22日（月）午後2時13分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和3年第1回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 議案第2号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第3号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について

日程第5 議案第4号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を
改正する規則について

日程第6 議案第5号 瑞穂市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則につい
て

日程第7 意見聴取 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）について

日程第8 意見聴取 令和3年度瑞穂市一般会計予算について

日程第9 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について

日程第10 教育長の報告

日程第11 その他

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	廣 瀬 進 一
教育総務課長	松 島 孝 明
学校教育課長	坂 野 美 恵
学校教育課主幹	曾我部 雄 志
学校教育課総括課長補佐	松 野 英 泰
幼児支援課長	林 美 穂
幼児支援課総括課長補佐	今 木 浩 靖
生涯学習課長	児 玉 睦
生涯学習課主幹	広 瀬 久 士
生涯学習課総括課長補佐	泉 大 作

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐	野 津 浩 行
-------------	---------

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○**教育長** 本日はお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。只今から令和 3 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

日程第 1 令和 3 年第 1 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第 1 令和 3 年第 1 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和 3 年第 1 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

森下委員にお願い致します。

日程第 3 議案第 2 号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第 3 議案第 2 号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第 3 議案第 2 号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和 3 年 2 月 2 2 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、学校運営上の理由により瑞穂市小中学校の学期を 2 期制にするため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**大平委員** 後期を 1 0 月第 2 月曜日の翌日からにした理由を教えてください。

○**学校教育課長** 現在、児童会や生徒会など子どもたちの学校生活は前・後期を区切りとしており、後期は10月からとなっています。また、9月に前期期末試験、評価を実施するため、10月の3連休を節目とし、3連休明けから後期を始業します。児童会や秋休みを設けているところもあるようですが、教育現場の声を聴きながら、校長会とも検討のうえ決定させていただきました。

○**森下委員** 保護者等からの意見はありましたか。

○**学校教育課長** 中学生は入試の際に評定が関係するので、評定回数が減るのは心配との声もありました。中間テストを実施することによりテストの回数が今までより1回増えることとなります。また、夏休み前に個別懇談を行うことにより目標をもって夏休みを迎えることができ、夏休み明けの期末テストに臨みますので主体的な学びにつなげていくこともできると説明しました。

○**大平委員** 2期制の場合、テスト範囲が広がるので子ども達のモチベーションを保ち高められるよう考えていただき、テスト範囲等も考慮されるといいと思います。

○**学校教育課長** 中間テストを行うことで対応したいと思います。3期制に比べテストは1回増え、テスト範囲は狭くなります。また、長期的なスパンで評価することになるので、評価の在り方を十分に考え指導していきたいと思います。

○**森下委員** 教員の働き方改革にもつながるのではないのでしょうか。

○**学校教育課長** 成績を付けた後、点検を行うこととなっていますので、児童生徒と関わる時間の確保にもつながると考えます。

○**加藤委員** 多くの学校が2期制を実施している中でメリットデメリットがあると思いますが保護者の意見は反映されていますか。

○**学校教育課長** P T A連合会、運営協議会には説明をさせていただきました。保護者へはプリントを配布して説明した後ご意見質問をいただくようにしたいと思いますが、コロナ禍において大人数での説明会はできないので学校ごと個別に対応することとしています。

○**教育長** 2期制にすることによりメリットもありますが、不安もあると思いますので不安は解消するよう対応していきます。夏休み前に体育大会を行うなど学校行事の見直しも行っており、保護者の意見を取り入れてスムーズに移行できる様検討しているところです。

○加藤委員 夏休み前後に児童生徒への個別指導が的確に実施されるようにことを期待しています。

○森下委員 幼稚園も2期制に変更となりますか。

○学校教育課長 幼稚園については、3期制のままで変更ありません。

○教育長 その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 議案第2号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第4 議案第3号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について

○教育長 日程第4 議案第3号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第4 議案第3号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、瑞穂市保育所嘱託医に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。令和3年2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条の規定により、保育所嘱託医を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○幼児支援課長 今年度末で任期が終了しますので新たに保育所嘱託医を委嘱するものです。保育所嘱託医は、もとす医師会からの推薦により決定しており任期は令和3年4月1日より令和5年3月31日までの2年です。

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第3号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、可決することと致します。

日程第5 議案第4号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第5 議案第4号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規

則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 幼児支援課長** 日程第5 議案第4号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和3年2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市放課後児童クラブ利用変更申込兼延長保育利用変更申込書の様式の変更をするため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 幼児支援課長** 変更申込書と利用申込書の変更したい内容を明文化することで、申込者が分かりやすいようにしました。
- 教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第4号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第6 議案第5号 瑞穂市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について

- 教育長** 日程第6 議案第5号 瑞穂市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 生涯学習課長** 日程第6 議案第5号 瑞穂市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について、瑞穂市公民館条例施行規則（平成15年教育委員会規則第18号）等の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和3年2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、備品貸出し、施設利用取消及び還付手続きを円滑に行うことを目的とし、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 生涯学習課長** 公民館条例施行規則、体育施設条例施行規則、学校体育施設開

放条例施行規則の改正を一度に行うものです。内容としては3つの施設とも同様になります。施設の利用取消を行う場合は、施設使用料還付請求書と利用取消書を各々提出していただいておりますが、利用者の利便性を考えて1枚にまとめました。また、各施設の備品の貸出しについても利用貸出し条件を規則に明文化しました。

○加藤委員 申請にあたっては押印は必要ですか。また、学校備品貸出しの申請方法について教えてください。

○生涯学習課長 申請書の記載が自署であれば押印は省略いただいてもかまいません。学校備品の貸出しについては直接事前に学校にご確認ください。

○教育長 その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第5号 瑞穂市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第7 意見聴取 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）について

○教育長 日程第7 意見聴取 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第7 意見聴取 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和3年2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和3年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育総務課長 コロナウイルス感染症対策による減額が大半で、施設の貸出しが行われなかったことや事業中止による減額と工事や委託契約の契約差金によるものが主なものです。

○教育長 3月議会へ提出する令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）に

ついてです。主だった所を中心に説明をさせていただきました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 意見聴取 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）、承認することと致します。

日程第8 意見聴取 令和3年度瑞穂市一般会計予算について

○**教育長** 日程第8 意見聴取 令和3年度瑞穂市一般会計予算について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第8 意見聴取 令和3年度瑞穂市一般会計予算について、令和3年度瑞穂市一般会計予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和3年2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和3年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出について、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育総務課長** 主だったものの概要を説明します。教育支援センターネットワーク整備事業としまして、ネットワークの整備と電子黒板の購入をするもの。小学校・中学校ICT教育推進事業としてデジタル教科書のライセンス更新、生徒増に対応するためのタブレット購入の他、コロナウイルス感染症対策としてオンライン授業用のビデオカメラを購入しICT教育の推進を図るもの。小学校・中学校施設整備費として、巣南中学校屋内運動場トイレ改修工事と監理業務、中小学校管理室棟解体工事と設計業務、南小学校の校内放送設備修繕、穂積中学校屋外運動場改修に伴う測量設計業務など教育環境の充実を図るものとなります。

○**学校教育課長** 教育支援センターのネットワーク整備事業の充実に伴い不登校児童生徒の支援、相談事業の拡張を行っていきます。学校復帰に特化することなく社会的自立を目指しながら学びの保障をしていきたいと思えます。

○**幼児支援課長** 放課後児童健全育成事業補助金としまして、利用の増加が見込まれる放課後児童クラブについて、民間事業者主導の放課後児童クラブへの補助

を行い待機児童が解消されるよう利用環境の拡大を図ります。こちらは国と県より各々3分の1の補助があります。保育所施設型給付費負担金としては国の基準に則り運営補助として清流みずほ保育園認定こども園、ほづみの森こども園、小規模保育所の3園に補助するものです。国より2分の1、県より4分の1の補助があります。

○生涯学習課長 生涯学習施設整備事業として市民センターの屋上防水工事・電灯設備改修工事、巢南公民館の外壁改修工事、総合センターの大ホール舞台機構設備修繕工事を計画しており施設の計画的な改修を実施していきます。体育施設補修工事につきましても計画的に改修を実施するほか、森林環境譲与税を活用し国有林保全の観点も踏まえた弓道場の床貼替修繕を行います。（仮称）中山道大月多目的広場整備事業につきましては令和3年度までの継続事業となり最終年度となります。

○森下委員 総合センター費の工事請負費についてですが、今年度も大ホールの舞台機構装置の工事がありましたが、来年度の工事内容を教えてください。

○生涯学習課長 今年度はボーダーケーブル等を交換する工事を行い、来年度は照明器具が付いているバトンを昇降させる装置などの改修を行う工事になります。

○教育長 3月議会へ提出する令和3年度一般会計当初予算についてです。主だった所を中心に説明をさせていただきました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

日程第8 意見聴取 令和3年度瑞穂市一般会計予算について、予定通り進めさせていただきます。

日程第9 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について

○教育長 日程第9 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第9 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和3年2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和3年第1

回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○幼児支援課長 保育料を算定するにあたり、地方税法では控除対象外であったものにつき条例に定めていたが、地方税法の改正に伴い控除の対象となり同様の取扱いとなったため保育所条例より削除する改正を行うものです。

この改正による保育料の算定への影響はございません。

○教育長 ご質疑ございませんか。

日程第9 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、予定通り進めさせていただきます。

日程第10 教育長の報告

○教育長 日程第10 教育長の報告になります。

35人学級のこれからの見通しについてです。先日岐阜県知事より来年度の予算において小学校4年生における35人学級を実現するという内容の発表がありました。国は現在小学校1年生を35人学級としていますが、県は独自の予算で小学校2年生、3年生、中学校1年生で35人学級を実施しています。来年度は国が小学校2年生にも拡充するという事で県としては小学校4年生に拡充するものです。議会においても教室の数は足りるのか、教員の数は大丈夫なのかということが心配されています。教室の確保については、現在使用している教室の見直しを行うことで対応可能と考えますが、今後の動向を注視していくこととなります。コロナワクチンの接種についてはいまのところ個別接種と集団接種を検討していますが運搬、駐車場、問診等様々な課題があります。教育委員会としても接種会場等関係施設の利用にあたり協力することとなります。

日程第11 その他

○教育長 日程第11 その他に入ります。

教育次長。

○教育次長 令和3年第1回の議会が2月24日から3月16日の日程で開会さ

れます。教育委員会としては今回の議題にもありました、令和2年度3月補正予算、令和3年度当初予算、瑞穂市保育所条例があります。3月5日に文教厚生委員会、3月16日は本会議最終日となっております。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** ICTの進捗状況についてご報告します。GIGAスクールのネットワーク工事、充電保管庫の設置につきましては、巢南中学校、穂積北中学校、生津小学校が完了しており、残りの7校につきましても順次工事を進めているところです。

今後はタブレットが納入されてきます。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 令和2年度瑞穂市タブレット端末活用ガイドを作成しました。教師用としましては大切にしたい4つの学びとして、主体的な学びなどについて記載しております。教師・保護者用としては初期設定の仕方、活用例、クラウドサービスの活用、注意事項等を記載しています。児童・生徒用では、高学年児童～中学生用、中学年から高学年児童用、低学年児童用と分けて作成しました。内容としては、タブレット端末を使用するうえで大切な柱として、①タブレット端末を使いさらに学びを深める、②見えないところにいる相手や仲間を思いやることの2つを伝えています。そのほか将来の見通し、使用時のルールを確認した後に取扱い方法や中身について記載してあります。小学校用として瑞穂市独自のタブレットライセンスも作成しました。

コロナウイルスの感染についてですが1月下旬に瑞穂市内の学校においても陽性者が確認されPCR検査を実施しましたが検査の結果は全員陰性でした。文部科学省からは、コロナウイルス感染者が1名確認されても学びを止めない対策をとるよう通知がありましたので、皆さんにご理解をいただきながら休業の措置は取らず学級閉鎖としました。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 2月中旬までに保育参観の予定をしていましたが先生方にはいろいろと考えていただいておりますが緊急事態宣言が発令され3月までの延期ということになりましたのでやむを得ず中止のお願いをいたしました。年長児にとっては最後の保育参観ということもあって、保育参観に代わるものを保

護者会と相談のうえ各園で検討されています。例えば動画を見てもらうことや、壁に写真を貼って見ていただくなどご対応いただいております。また、待機児童の解消に向けて小規模保育所を開設希望の民間事業者が準備をすすめられています。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 2月5日に開催されましたオリンピック聖火の展示には184名の方が来場されました。毎年3月に開催しております市民のつどいは今年度3月21日に予定をしておりましたが中止とさせていただきます。(仮称)中山道大月多目的広場整備工事の進捗状況ですが、現在ドームテントの骨組みが組み立てられつつあります。目に見えて進捗が分かるようになってきました。

○**大平委員** 児童生徒が使用するタブレット端末でゲーム等はできますか。

○**学校教育課長** ゲームだけではなくある程度の制限は設けます。

○**森下委員** 個人アカウントを付与するとメール機能が利用できると思われるが、制限はありますか。実際にタブレット端末を使ってみて利用の仕方を学ぶことも大切なことだと思います。

○**学校教育課長** クラウドでの制限は設けますが確認します。

○**教育長** 次回の会議ですが、令和3年第1回瑞穂市教育委員会臨時会を令和3年3月4日、木曜日、午後4時から開催します。人事案件となりますので非公開となります。その次については、令和3年第3回瑞穂市教育委員会定例会を令和3年3月24日、水曜日、午後2時からの開催予定としますのでよろしくお願い致します。さらにその次は令和3年4月1日、木曜日、午後に着任式を予定しております。

閉会の宣告

○**教育長** 本日は、お忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和3年第2回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時11分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年2月22日

瑞穂市教育委員会 教育長

加納博明

委員

森下伊三男

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。